

【町長挨拶】

今日は矢巾町の定例記者会見に、マスコミ各社の皆様方にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今月は発表項目が9項目あります。順に説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【内容発表】

1 「矢巾町安全・安心の日」について（総務課）

平成25年8月9日に発生した大雨洪水災害の教訓を風化させることなく、防災について考える日として、毎年8月9日を「矢巾町安全・安心の日」としております。この日に合わせ、毎年8月の第1日曜日に行事を開催しております。日時は8月2日(日)午前10時から、場所は矢巾町公民館3階大研修室で行います。参加者等日程は資料に記載のとおりで、実施内容は、防災講話として防災危機管理アドバイザーの越野修造氏をお招きして、「非常時に動ける組織を作るため、行政、消防、自主防災組織の役割について」というテーマで講話をいただきます。また、防災関係等の展示も行います。

2 矢巾町夏まつりについて（産業観光課）

日時は7月25日(土)午後2時から午後8時15分です。雨天順延の際は翌日の同時刻に実施しますので、お間違えのないようお願いいたします。会場は矢巾町役場駐車場内の特設会場です。飲食クラフト等の販売ブース35店舗が出店します。ステージカーでの披露につきましては、チラシに内容を掲載しておりますので、ご覧ください。ラムネ早飲み大会につきましては、午後2時から本部の西側で受付開始します。各4部門あり、先着8名ずつの参加になります。また、まつりの最後に行うスカイランタンは午後6時30分から体育館の入り口で、先着順で受け付けをします。今年からは参加料として1機につき500円いただき、一家族原則2機までの購入となります。

3 煙山ひまわりパークイベント「星彩のひまわり」について（産業観光課）

煙山ひまわりパークに約20万本のひまわりが満開となる時期に合わせて、8月9日(日)から12日(水)の4日間、煙山ひまわりパークイベント「星彩のひまわり」を行います。時間は午前10時から午後8時まで、場所は煙山ひまわりパークです。ひまわり畑の迷路やフォトスポットの設置、キッチンカーの出店を行います。ひまわりのライトアップは夜、日が沈んでから行う予定です。また、今年はひまわりのお花や農産物の販売も予定していますので、ぜひチラシをご覧ください。

4 令和8年度やはばお盆朝市について（産業観光課）

日時は8月12日(水)午前6時から午前7時、場所は矢巾町役場南側駐車場です。軽トラックの荷台等を利用した花き野菜等の町産農産物の販売会を行います。町産の食

材等を使用したキッチンカーも出店予定です。雨でも実施しますが、台風等の場合は中止となります。

5 子どものためのおしごと教室について（産業観光課）

町内の児童が様々な職業や職種に触れ、働くことについて学ぶ機会を提供するため、子どものためのお仕事教室を開催します。日時は8月4日(火)、見学企業は岩手日野自動車株式会社、内容は車両整備の見学及びトラック運転席への乗車体験などです。対象は町内の小学校5、6年生で、申し込みは7月17日(金)までに矢巾町ホームページ申し込みフォームからお申し込みください。

6 やはばフェスタ ～友情の手と架け橋～ の開催について（文化スポーツ課）

矢巾フェスタ実行委員会では、令和8年8月8日を「や・は・ば」と記念すべき日として、矢巾町応援アンバサダーの ZENDAMAN（ゼンダマン）さんがプロデュースするイベントを開催します。日時は8月8日(土)午後1時から、場所は田園ホールです。ZENDAMAN さんをはじめ、漆原栄美子さんや南昌みらい高校音楽部など、町内外で活躍する方が出演します。ぜひご来場ください。

7 第26回矢巾町ロードレース大会「やはば田園ラン」開催について（文化スポーツ課）

例年10月の第1日曜日に開催していましたが、今年は盛岡のシティマラソンと日程が重なったため、1週ずらして10月11日(日)の開催となります。会場、部門、人数、対象等は昨年度と変わりありませんので、資料をご確認ください。参加いただいた方には記念Tシャツと当日使えるお振舞い券、完走者全員に完走証をお渡しします。また、完走者150名に抽選でお米2合をプレゼントという企画も、昨年に引き続き行う予定です。

8 令和8年度サップ事業の開催について（文化スポーツ課）

7月25日(土)から29日(水)の5日間、煙山ダムでサップの体験イベントを実施します。対象者は6歳以上です。申し込みは、やはばアスレチックパークじゃんぱランドのホームページの申し込みフォーム、または電話でお申し込みください。

9 徳丹城「御城印」の販売について（文化スポーツ課）

徳丹城は812年頃、征夷将軍文屋綿麻呂が造営した古代律令国家による最後の城柵です。令和6年に、多賀城創建1300年を記念して、初めて東北8つの古代城柵が連携して古代城柵の御城印を制作し、配布しました。そして好評のうちに配布終了となりました。

した。そこでこの度、新たに制作した徳丹城御城印を矢巾町歴史民俗資料館で、徳丹城創建年の 812 年と絡めまして、8 月 12 日から販売いたします。史跡整備した徳丹城跡や歴史民俗資料館などを巡りながら、ご来館などの記念にいかがでしょうか。

【質疑】

《令和 8 年度サップ事業の開催についてについて》

● 記者

サップ事業は毎年やっていたものか。

● 担当者

こちらは今回で第 4 回目の開催で、昨年度も含め、これまで 3 回ほど実施しております。

【その他】

《南昌みらい高校体育館建設における県教育委員会との状況について》

● 記者

県教育委員会が損害賠償を求めて調停を申し立てました。その受けとめと、調停にはどのような姿勢で臨まれるか。

● 町長

まだ調停の申し立てが届いていないため、現段階ではお答えしかねますが、正式に通知が届きましたらば、弁護士と相談の上で対応してまいります。

● 記者

なぜ事態がここまで至ってしまったのか。要因はなんだと考えますか。仮に矢巾町側に少しでも問題があったとしたら为什么呢。

● 町長

本町と岩手県とで南昌みらい高校の体育館について共創プロジェクトを進めてまいりましたが、それぞれの思いがあって主張が食い違ったことによると思います。そこを解決するために、今後は司法の場に移行しますので、その場で改めて本町の主張をご説明してまいります。

● 記者

過去の経緯の確認です。覚書を結んだ後、「ゼロベースで」と申し入れた理由は为什么呢。ハンドボールコートの規模などとも言われていますが。

●町長

細かい部分について再度協議していこうという意味での「ゼロベース」です。

●記者

これまでも、損害賠償については応じないという姿勢でいたかと思うが、それは変わらないか。

●町長

そのことについては、変わりません。県からは覚書の解除、損害賠償請求、そしてバスの運行経費を求められてきました。いきなり文書を送るのではなく、その前に普通であれば事前に話し合いがあってもいいかと思います。私どもとすれば腑に落ちないことがたくさんあるわけです。協議の場を設けず、一方的にご指示をされたということが非常に残念であります。住民自治をお互い高めていくためにも、今からでもいいので話し合いを。私どもはいつでも門戸を開けておりますので。また、今後については司法の場をお願いしておりますので、今日これ以上のコメントはできないということでご理解をいただきたいと思います。

●記者

県の資料によると、令和6年12月に矢巾町長と県の教育長の面会協議という記載がありますが、県側のトップ同士の協議の拒否というのはその前後どちらの話なのか。

●町長

共創プロジェクトを進めている中でも県の教育長とは何度か話し合いをしてきました。ただ、（岩手県議会）文教委員会で議員から質問があってから、友好的に話し合いをしてきたのが一変して県の動きが変わりました。文教委員会の後にも、県の教育長が、大変申し訳ないことをしたと矢巾町に訪れてはいます。その後も担当課が県教委と1回だけ話し合いをしましたが、1回だけで解決できる内容ではありませんので、話し合いを求めてきました。県は一方的に文書を送ってきますが、町民、県民のため、住民自治を高めていくためにも、協議をしていく必要があります。

《町内の部活動などでのバスの使用について》

●記者

福島県でのバス事故を受けて、町内の部活動など遠征でのバス運行状況の現状について誰がどのように運行しているか。安全確認にはどうか。

●町長

バス運行は、以下のいずれかの形態で行っております。

- ・町が所有するマイクロバスを、町の運転技師が運転
- ・町がレンタカー会社などから借り上げたバスを、町の運転技師が運転

・町または学校が、町内及び近隣のバス会社に運行委託し、バス会社の運転手が運転安全確認は、町の運転技師については運行前後にアルコールチェックや体調確認を実施し、バス会社の運転手については毎回事前にバス会社から報告を受けています。

●記者

町の運転手はどういった方なのか。

●町長

会計年度職員が 2 人、その他の職員が 1 人の 3 人体制です。町の行事の際の運転などもしています。

●記者

教員は同乗しているのか。

●町長

同乗しています。

《クマ被害の状況について》

●記者

クマ被害の状況はどうか。

●町長

令和 8 年 7 月 13 日時点では、目撃 9 件、農作物被害 3 件、痕跡 5 件、捕獲 1 頭という状況です。人身被害は起きていません。通報件数は前年度比で約 1.5 倍ですので、目撃、出沒の件数が増えています。

新たな対策としては、農地に設置する電気柵の設置補助率を全域 1/2 から全域 2/3 に拡充しました。ただ、30 万円という上限があります。また、現在 14 基ある捕獲用わなを 6 基以上増設する予定です。他にも、広報体制の強化のため広報車を 2 台体制にして、屋外の放送設備以外でも周知できるようにしました。

(10 時 00 分 終了)